

京都市教育相談総合センターの施設及び万華鏡を活用した教育・子育て支援、 まちづくり・生涯学習振興等に係る事業業務仕様書

京都市教育相談総合センター（以下「こどもパトナ」）の施設を活用したこどもパトナの総合案内・子育て支援に関する情報提供・啓発活動やイベントを行うほか、京都市が所有する万華鏡等を活用した来館者への和み空間や初音学区・姉小路界限のまちづくりの振興に繋がる芸術空間の創出、市民の生涯学習機会の提供を行うことで、子育て相談・支援の拠点としてのこどもパトナの認知度を高め、子どもの健やかな成長や保護者が安心して子育てを行う機会創出に資する。

1 委託業務の内容

(1) 名称

「京都市教育相談総合センターの施設及び万華鏡を活用した教育・子育て支援、まちづくり・生涯学習振興等に係る事業」の実施

(2) 内容

ア こどもパトナ来訪者への総合案内

来訪者に対する施設案内及び実施事業の一次案内

イ こどもパトナが実施している事業等に関連する資料や情報提供

(ア) カウンセリングセンター、生徒指導課、洛風中学校、ふれあいの杜のほか、本市の学校教育・生涯学習に関連する資料に加え、子育て相談や不登校児童生徒支援等に関する様々な団体の取組を紹介する資料を配架。

(イ) 様々な悩みを持つ来館者を想定し、「なごみ」や「不登校児童生徒支援」「子育て支援」などに関する書籍や資料の展示、動画上映、講演会、イベントなどを行う場の創出（実施する場には本市所有の万華鏡をテーマに応じて工夫しながら展示・活用すること）

ウ 万華鏡と受託事業者の工夫による「なごみ空間」の創出

(ア) 万華鏡と受託事業者の工夫を生かして、こどもパトナに様々な相談のために来訪する利用者や不登校を経験した子どもたちと、市民や観光客などが共に自然に過ごすことができる空間づくりを行う。

エ 地域振興・生涯学習・教育支援事業

(ア) 京都市教育委員会及び京都市が実施する事業への協力

(イ) 職場体験や学芸員実習受入など、キャリア教育への協力

(ウ) 万華鏡を題材とした学習・研究や、本事業の運営への関わりを通した生涯学習の振興に関する事業

(エ) 企画展や特別展など、本市主催事業の開催

(オ) 文化芸術空間の創出

(カ) 初音学区・姉小路界限の地域振興・まちづくりに資する事業の実施

オ 管理・保守業務

(ア) 施設内の安全・衛生管理

(イ) 姉小路館ギャラリーの料金徴収

(ウ) 万華鏡の保守・管理

(エ) 来訪者へのインフォメーション

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単年度契約）

2 事業計画書の作成

受託者は、契約締結後速やかに、運営に係る責任者、対応窓口の連絡先及び実施の体制その他運営に関する事業計画書を作成し、京都市教育委員会に提出すること。

3 事業完了報告書の作成

業務の実施状況及び収支状況等の事業報告書を京都市教育委員会に提出すること。

4 業務実施の場所等

本業務を実施するにあたり、受託者からこどもパトナ内の建物の一部について目的外使用の申請があった場合には、本来の用途または目的を妨げない限度において、受託者が使用料等を納めることにより、これを許可するものとし、主な使用条件については、本仕様書5のとおりとする。

5 目的外使用の概要

本業務を実施するにあたり、受託者がこどもパトナ内の建物の一部について目的外使用の申請があった場合、地方自治法第238条の4第7項に基づきこれを許可するものとする。なお、施設の概要や使用条件の詳細については、許可に際して受託者と協議を行うが、概ね次の点に留意するものとする。

(1) 目的外使用にかかる施設の概要

ア 名称

京都市教育相談総合センター内の建物（元初音中学校）の一部

イ 所在地

京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706番地の3

ウ 延床面積

134.6㎡

(2) 管理等

対象施設の管理（鍵の開錠及び施錠を含む。）は、受託者が行う。委託業務の遂行中、施設及び物品について損傷・滅失等を発見したときは、直ちに京都市教育委員会に文書で報告すること。

(3) 災害・事故発生時の対応

災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、京都市教育委員会に報告し、その指示に従うこと。

(4) 誠実な対応

業務の内容と重要性を十分認識し、施設の管理運営に支障をきたさぬよう、また、使用者の信用を得られるよう、施設使用者及び関係者に対して誠実に対応すること。

(5) 物品等の点検

委託業務の遂行中、施設の所有する物品について損傷・滅失等を発見したときは、直ちに京都市教育委員会に文書で報告すること。

(6) 安全管理

本業務の実施にあたり事故、盗難発生を防ぎ、安全管理に万全を期すこと。

(7) 法令遵守

本業務の実施にあたり関係法令を遵守すること。

(8) 秘密の保持

本業務の実施において知り得た施設管理者等の本市、使用者及び関係者の個人情報等について、無断で第三者に遺漏しないこと。

(9) 経費負担等

目的外使用にかかる施設使用料は受託者が負担する。

6 その他

(1) 契約締結を行う際に、京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を求めることがある。

(2) 目的外使用にかかり必要となる光熱水費等は受託者が負担する。

(3) 受託者が受託業務において使用する複写機等必要な備品等について、据付工事等の必要があるときは、事前に相談すること。また、契約完了後は原状に回復すること。